

## 新潟市動物の死体の処理取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、動物の死体の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼育動物 市民が飼育していた動物又は事業者が飼育していた動物（畜産農業に係るものを除く。）
- (2) 遺棄動物 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年新潟市条例第26号。以下「条例」という。）第20条第2項に規定する遺棄された動物
- (3) 駆除動物 猟友会その他これに準ずる団体又は害獣駆除業者が駆除した動物（市が動物の死体として処理するもの）

第3条 市が動物の死体として処理するものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飼育動物、遺棄動物又は駆除動物であるもの
- (2) 哺乳類、鳥類、は虫類又は両生類であるもの
- (3) 食用、実験その他の目的のために切断その他の加工をしていないもの

2 前項に規定する市が動物の死体として処理するもの以外の動物の死体は、燃やすごみとして処理するものとする。

(動物の死体を収集する者)

第4条 動物の死体を収集する者は、市又は市が委託した者（以下「委託業者」という。）とする。

(収集しない動物の死体)

第5条 市及び委託業者が収集しない動物の死体は、次に掲げるものの死体とする。

- (1) 市又は委託業者の車両で収集することができない動物
- (2) 飼育動物（市民が飼育していた動物を除く。）
- (3) 遺棄動物で高速道路，線路敷，国が管理する道路又は収集に危険が伴う場所にあるもの
- (4) 駆除動物（市又は市の委託により人身被害の防止又は生物多様性の保全を目的として駆除されたものを除く。）
- (5) その他前各号に準ずる動物

2 事業者が前項に規定する収集しない動物の死体の処分を市の施設に依頼しようとする場合は，当該死体を市が指定する施設へ持ち込むものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか，この要領の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，令和3年4月1日から施行する。